

いじめ防止対策委員会運営方針

熊谷特別支援学校

- 1 いじめ防止に関する検討・企画・体制づくりを行うために、いじめ防止対策委員会を置く。
- 2 いじめ防止対策委員会の構成は、教頭（1名）、指導部部長、養護教諭（1名）、学部主事(小学部・中学部・高等部・訪問教育部)とする。重大事態発生時は必要に応じて、関係職員（担任等）、生徒指導部（各学部）、自立活動部員、寄宿部職員、学校医、関係機関、外部専門家の参加を要請する。
- 3 いじめはどの児童生徒にも起こりうる事実を踏まえ、全ての児童生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う人間関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、いじめ防止対策委員会を中心として全教職員が一体となって継続的に取り組む。
- 4 「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」の各段階で情報を共有し迅速な対応を第一と考え、いじめは絶対に許さない姿勢を全職員が明確に示し、保護者・地域と連携して進める。
- 5 いじめ防止対策委員会は、全ての教育活動において、いじめ防止及びいじめ対策に努める観点から、「いじめ防止対策マニュアル」を別に定め、これを周知し実践していくための措置を講じる。
- 6 いじめの相談窓口を養護教諭または教頭とし、児童生徒や保護者に周知する。